

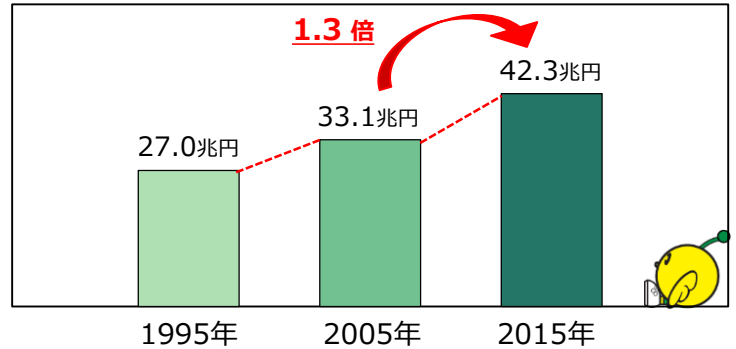
平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります



この10年で、
70歳以上の高齢者数は**1.3倍**に、
国民医療費は**1.3倍**になりました。
団塊の世代が全員75歳以上になる
2025年には、国民医療費の総額は
61.8兆円になる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え
都道府県も国民健康保険の運営を担うこととなります

●平成30年3月まで

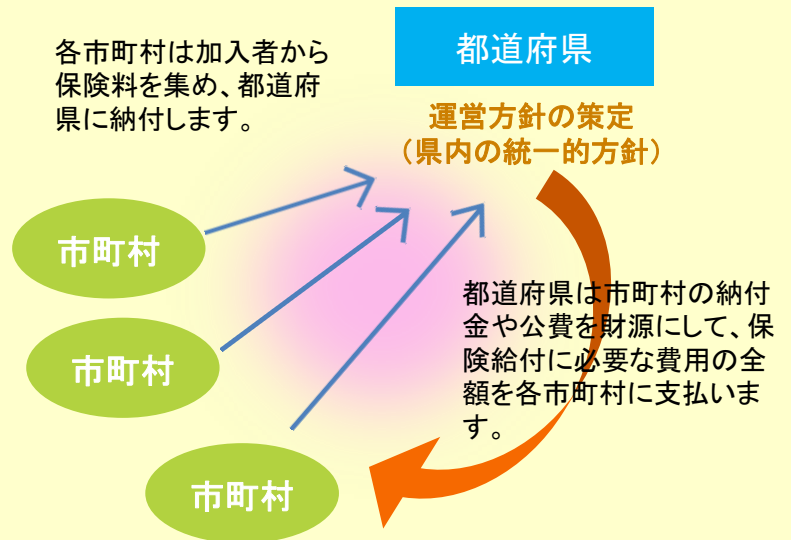
【市町村が個別に運営】



※市町村は保険料を賦課・徴収し、
それぞれの市町村の保険給付の
費用に充てています。

●平成30年4月から

【都道府県と市町村が協力して運営】

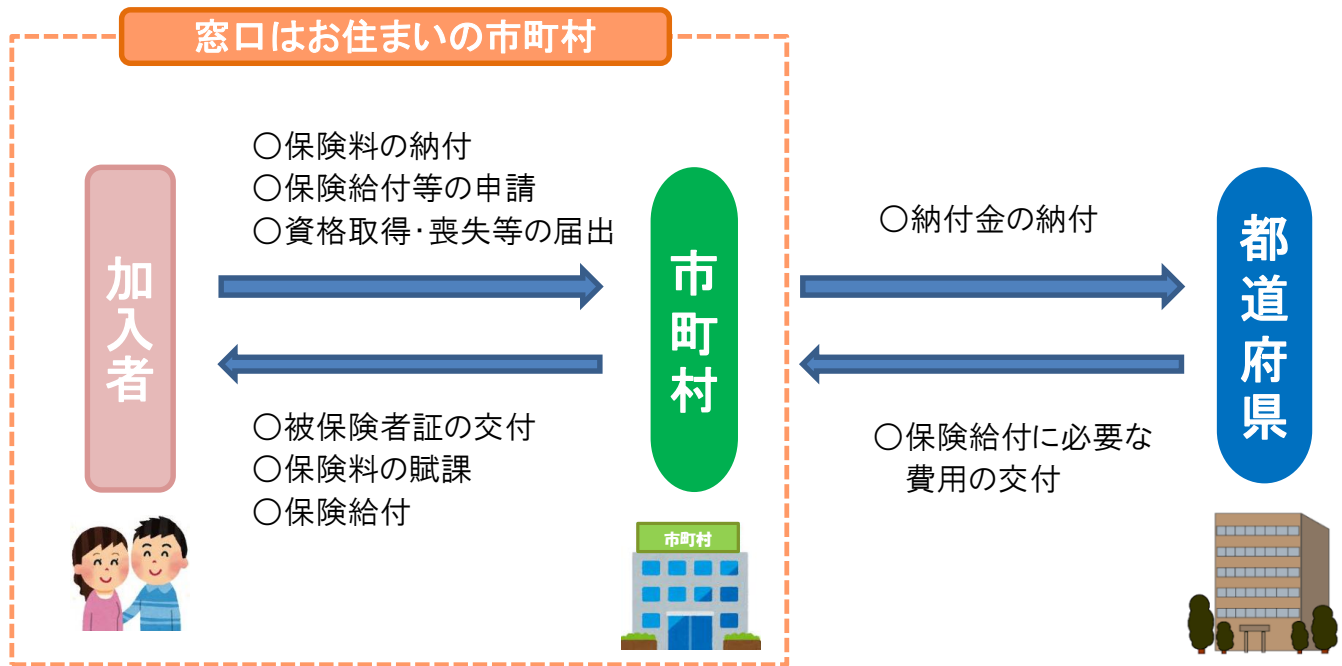


〈制度改革の背景〉

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

わたしたち加入者にはどんな影響があるの？

国民健康保険の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。
また、被保険者証の交付や保険料の納付先、保険給付の申請、各種届出の窓口は、
これまでどおりお住まいの市町村で行います。



【平成30年4月から変わること】

● 被保険者証の様式が変わります

平成30年度の一斉更新から、新しい被保険者証には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

● 資格の取得・喪失は都道府県単位になります

同じ都道府県内であれば、他の市町村に引っ越した場合でも、加入者の資格は継続します。ただし、資格は継続しますが、被保険者証は転居後の市町村で改めて交付します。

● 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

同じ都道府県内であれば、他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当※が通算されます。

※多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

厚生労働省・福島県・市町村